規制の事前評価書

750m155 7 1311 Mail							
政策の名称	技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設	担当部局名	職業能力開発局海外協力課 外国人研修推進室	作成責任者名	外国人研修推進室長 山田 敏充	評価実施時期	平成27年3月
法令案等の名称・関連条項	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案 第8条第1項等関係						
規制の目的、内容及び必要性等	開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進という技能実習制度の目的を達成するためには、技能実習生が技能実習を通じて確実に技能等の修得等を行うことが重要であり、そのためには、適切な技能実習が実施されるよう、個々の技能実習生の受入れてどに、実習実施者が、どのような技能等をとのようなカリキュラムで技能実習生に修得等させるかを記載した計画を作成し、その計画に従って技能実習を実施することが必要です。このため、実習実施者(国体監理型の場合は実習実施者が監理団体の指導を受けて作成)は、技能実習生ごとに当該技能実習生の段階に応じた技能実習計画を作成し、当該計画に従えば技能等の修得が可能か等について認定を受けることができることとします。また、技能実習により技能等の修得等を行った技能実習をが、技能実習を関係し、対能実習とより技能等の修得等を行った技能実習を持た、技能検定等の能力評価の方法により、技能実習生が修得等をした技能等の評価を行う表殊を負わせることとします。加えて、行政機関がどこで技能実習が実施されているかを確実に把握するため、認定を受けた実習実施者が技能実習を実施する際の届出を義務づけることとします。これにより、当該技能実習計画に従わずに技能実習を実施した場合や技能実習生が修得等をした技能等の評価を行う義務を負わせることとはます。これにより、当該技能実習計画に従わずに技能実習を実施した場合や技能実習生が修得等をした技能等の評価を行わなかった場合には、改善命令等の対象となり、また、実習実施者が技能実習を実施する際の届出を行わなかった場合は、罰則が課せられることになります。						
想定される代替案	実習実施者(団体監理型の場合は実習実施者が監理団体の指導を受けて作成)は、技能実習生ごとに当該技能実習生の段階に応じた技能実習計画を作成し、技能実習を実施する際に届出を義務づけるものとします。 なお、実習実施者が行う技能実習生が修得等をした技能等の評価及び認定を受けた実習実施者が技能実習を実施する際の届出については改正案と同様の義務を課し、行わなかった場合は改善命令・罰則の対象となります。						
規制の費用	費用の要素		代替案の場合				
1 遵守費用	規制を遵守するために、規制を受ける者が、以下の費用を負担することが考えられます。 ・申請書類の作成や申請に要する手数料等の申請費用 ・実習開始の欠格事由を解消し、認定基準、技能実習責任者の設置等の基準に適合するための措置・報告徴収・改善命令・認定の取消し等が行われた場合は、その措置のために要する費用 ・規定に違反にした場合に課せられる罰則	・ 信 置に要する費用 ・ ク ・ キ	規制を遵守するために、規制を受ける者が、以下の費用を負担することが考えられます。 ・届出書類の作成や送料等の届出費用 ・欠格事由を解消し、遵守事項、技能実習監理責任者の設置等の要件に適合するための措置に要する費用 ・報告徴収・改善命令等が行われた場合は、その措置のために要する費用 ・届出を行わずに技能実習を行った場合等に課せられる罰則				
2 行政費用	規制の導入にあたり、国において、以下の費用を要することが考えられます。 ・規制の導入を事業者に周知するための費用 ・技能実習計画の認定等を行うに当たっての事務コストや審査等に要する業務費用	·	制の導入にあたり、国において、以下の費用を要することが考えられます。 2制の導入を事業者に周知するための費用 能実習計画の届出の受理を行うに当たっての事務コスト等の業務費用				
3 その他の社会的費用	その他、社会的費用は発生しないものと考えられます。	₹(その他、社会的費用は発生しないものと考えられます。				
規制の便益	便益の要素		代替案の場合				
	技能実習計画の認定及び報告徴収、改善命令、認定の取消等を通じて適切な技能実習を実施させる 能実習を通じて確実に技能等の修得等を行うことができるようになります。	ることで、技能美質生が技 よ	能実習計画の届出を通じて、事後的に る厳格な審査が行なえず、技能実習計 能性があります。				
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	・ 代替案においては、技能実習計画の認定等を行うための費用が不要であることから改正案と比較して行政や規制を受ける者における費用負担は軽いものの、技能実習計画の適正性が十分に担保できないことから、技能実習を通じた確実な技能等の修得という 目的を達成するための実効性が担保できない恐れがあります。このため、規制の新設に当たっては改正案の方が望ましいものと考えます。						
有識者の見解その他関連事項	「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日)において、以下のとおり取りまとめられています。 ・外国人技能実習制度の管理監督体制の抜本的強化 技能実習制度の管理監督体制の抜本的強化 技能実習制度の管理運用体制の値立、送出し国との政府間取り決めの作成、監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化、新たな法律に基づく制度管理連用機関の設置など、管理監督の在り方を年内を目途に抜本的に見直し、2015年度中の新制度への移行を目指す。 「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書(平成27年1月30日)において、以下のとおり報告されています。 ・技能等の適正な修得等を確保するため、実習の段階に応じ、実習生ごとに技能実習の目標、内容、期間等を記載する技能実習計画を認定制とし、監理団体と実習実施機関が共同して(企業単独型の場合は実習実施機関が)これを作成しなければならないこととすべきである。						
レビューを行う時期又は条件	本法案の附則において、政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしています。						